第九条　［略］
第十条　［略］
第十一条　［略］
第十二条　［略］
第十三条　［略］
第十四条　［略］
第十五条　［略］
第十六条　［略］
（帳簿の記載等）
第十七条　法第十八条第一項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　プログラム登録に係る次に掲げる事項
イ　登録の申請をした者の氏名又は名称
ロ　登録の申請の受付年月日
ハ　登録又は却下の別
ニ　却下の場合には、その理由
ホ　登録を行った年月日（職権による登録の場合に限る。）
ヘ　登録の目的
ト　登録番号
チ　登録を実施した者の氏名
二　法第四条第一項の規定による請求（以下この号において単に「請求」という。）に係る次に掲げる事項
イ　請求に係る登録プログラム著作物の登録番号
ロ　請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては代表者の氏名
ハ　代理人による請求にあっては、その氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては代表者の氏名
ニ　法第四条第一項に規定する利害関係を有する者に該当する事情
ホ　請求の受付年月日
ヘ　請求年月日
ト　法第四条第一項の証明（以下この号において単に「証明」という。）を行ったかどうかの別
チ　証明を行った年月日
リ　証明を実施した者の氏名
ヌ　証明手数料の額（令第四条第二号に定める額に限る。）

る法律第五条第一項の指定登録機関の長の印」と、同規則第二十三条中「収入印紙をもつて」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第十一条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより」とする。
第六条　［同上］
第七条　［同上］
第八条　［同上］
第九条　［同上］
第十条　［同上］
第十一条　［同上］
第十二条　［同上］
第十三条　［同上］
（帳簿の記載等）
第十四条　法第十八条第一項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　登録の申請をした者の氏名又は名称
二　登録の申請の受付年月日

［号を削る］
［号を削る］
［号を削る］
［号を削る］
［号を削る］
三　［略］
四　［略］
2　［略］
（立入検査の身分証明書）
第十八条　法第十九条第二項の証明書は、別記様式第二によるものとする。
第十九条　［略］
第二十条　［略］
第二十一条　［略］
第二十二条　［略］
第三章　雑則
第二十三条　法第五条第一項の規定により指定登録機関が登録事務を行う場合における著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）第六条、第十七条第二項、第十九条、第二十条第二項及び第二十三条の規定の適用については、同令第六条中「文化庁」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第五条第一項に規定する指定登録機関（以下単に「指定登録機関」という。）」と、同令第十七条第二項中「文化庁長官が指定する職員」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第八条第二項に規定する登録実施

三　［略］
四　［略］
五　［略］
六　［略］
七　［略］
八　［略］
九　［同上］
十　［同上］
2　［同上］
（立入検査の身分証明書）
第十五条　法第十九条第二項の証明書は、別記様式第一によるものとする。
第十六条　［同上］
第十七条　［同上］
第十八条　［同上］
第十九条　［章名を加える。］
［条を加える。］